

# 酒文化研究所

## NEWS LETTER

第 34 号 2015 年 10 月 25 日

### 【飲酒規制】

## 日本の飲酒規制の成り立ち

### — 未成年者飲酒禁止法の成立過程

来年の参院選から選挙権が 18 歳に引き下げられます。狙いは高齢者が増えるなかで若い人の声を政治に反映させるためです。これに合わせて与党から、公営ギャンブルや飲酒・喫煙の年齢も 18 歳に引き下げるといった提言が出されました。すると即座に日弁連や医師会をはじめ多方面から反対の声が上がり、この提言は見送りとなりました。

日本では未成年者飲酒禁止法で飲酒年齢が 20 歳からと定められています。1922 年（大正 11 年）に成立したこの法律は長く改正されませんでした。2000 年（平成 12 年）に改正され罰則が強化されました。さらに翌年には販売に際して法的根拠をもって年齢確認できるように改正され、小売店の陳列で酒類とその他を分けて陳列するように徹底されました。酒売場に「これはお酒です」と大きく表示されるようになったのはこの後からです。

背景には WHO（世界保健機関）が主導する飲酒抑制指針への対応や、酒類販売規制の緩和によりコンビニエンスストアやスーパーマーケットなど、セルフ販売の売場が急増したことへの対応が求められたことがあります。

このほかにも、現在、日本では未成年飲酒の問題に対してさまざまな取り組みが行われています。この機会に、日本で未成年者飲酒禁止法がどのように成立したのかを確認し、時代と酒文化の変化を振り返ってみましょう。

【お問い合わせ】 本資料に関するお問い合わせは下記まで。

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 3-3-14CM ビル

株式会社酒文化研究所（代表 狩野卓也）<http://www.sakebunka.co.jp/>

TEL03-3865-3010 FAX03-3865-3015

担当：山田聡昭（やまだ としあき）

E メール：[yamada@sakebunka.co.jp](mailto:yamada@sakebunka.co.jp)

## アメリカの禁酒主義と未成年飲酒禁止法案提出

日本で最初に未成年飲酒禁止法案が国会に提出されたのは1901年（明治34年）です。以後、成立する1922年まで22年間にわたって推進したのは衆議院議員の根本正でした。根本は1951年（嘉永4年）に水戸藩士の二男として生まれ、苦学して英語を学び28歳で単身渡米、大学を卒業して39歳で日本に帰国します。帰国後は外務省の嘱託として海外移住地探索のために北米や南米の調査委にあたり、1998年（明治31年）47歳の時に自由党から出馬、衆議院議員に当選しました。

根本は帰国してすぐに日本禁酒同盟を組織しましたが、これにはアメリカ留学時代に現地の禁酒運動の洗礼を受けたことが強く影響しています。当時アメリカでは、キリスト教団体と国家が一体となって「すべての酒類の全面禁止」という厳格な禁酒運動が推進されていました。労働効率を重視する産業資本家と聖職者が協力して各地に禁酒組織が結成されます。まさに「禁酒は労働者にも経済的成功をもたらすものと説く働きかけが始まり、禁酒運動は社会的政治的問題になった」（岡本勝『アメリカ禁酒運動の軌跡』）という状況でした。

根本は同じことを日本で推進し、禁酒運動団体の支援を受けて未成年飲酒禁止法案を提出します。けれども国会は第4次伊藤内閣が進めた軍事費捻出のための増税問題で紛糾、未成年飲酒禁止法案への関心は低く、賛成81名、反対115名の反対多数で否決されます。その後も法案を提出するものの否決が繰り返されます。

### 「飲酒は何歳からが適切か？」

国会での法案の審議は2つの論点に集約されます。ひとつは「飲酒を認めるのは何歳からが適切なのか」というもの、もうひとつは「未成年飲酒を道徳でなく法律で罰することの是非」というものです。

前者の議論では、諸外国の例や結婚や徴兵の年齢から18歳を妥当とするものや、それでは酒害の防止には遅い20歳からとすべきなどの意見が出て、なかなか決まりませんでした。民法上に定める未成年（20歳）で線を引くかどうかという論争が長引いたのは、日本では未成年が当たり前前に飲酒していたという実態があったからです。それは齋藤隆夫議員の次のような質疑に垣間見えます。「（前略）田舎における青年は15歳か20歳くらいまでが青年の花盛りであります。これらの青年が集まって時々豆腐と汁を啜って濁酒を飲む、そうして平生の苦痛を癒し勇気を鼓舞するということは。我邦に於いて古来からおこなわれているところの善良なる習慣であります（後略）」（1913年）。また、未成年飲酒法案には当初「但し結婚縁組に関する禮式の場合にはこの限りにあらず」という記述がありました。その後も「但し式典及び医療の場合にはこの限りにあらず」「但し吉凶禮式の場合にはこの限りにあらず」など例外事項が明記され続けたことから窺われます。

当時の日本では「未成年」という考え方が浸透していなかったということもできましょ

う。明治以前は大人と子供を区別するものは「元服」でしたが、年齢的には 11 歳から 17 歳までと曖昧でした。年齢で一律に決めるのではなく、家の要請や社会的条件によって「大人」が決められました。前近代的な「大人・子供観」と近代的な「成年・未成年」という分け方の違いが、議論を長引かせたとも言えるのではないのでしょうか。

## 「飲酒を法律で規制すべきか？」

後者の「未成年飲酒を道徳でなく法律で罰することの是非」について根本は、アメリカに倣って飲酒によって墮落した学生を救うのが文明国日本の課題であると力説します。一方、反対派は飲酒のような生活上の問題は法律で決めるものではない、あるいは先進諸国にあるからといって日本がそれに倣う必要はないという意見で、平行線をたどります。

ここでも未成年が酒を飲んできた伝統的な習俗が、近代的な新しい考え方と妥協点を探せなかったのです。実生活では未成年は共同体のなかで一緒に酒を飲むことで仲間とみなされ、大人として扱われるようになっていきました。少なくとも冠婚葬祭のさまざまな行事のたびに、頻繁におこなわれるものです。未成年飲酒禁止法の成立により、こうした慣習は認められないことになりました。

## 貧困問題に寄った禁酒運動

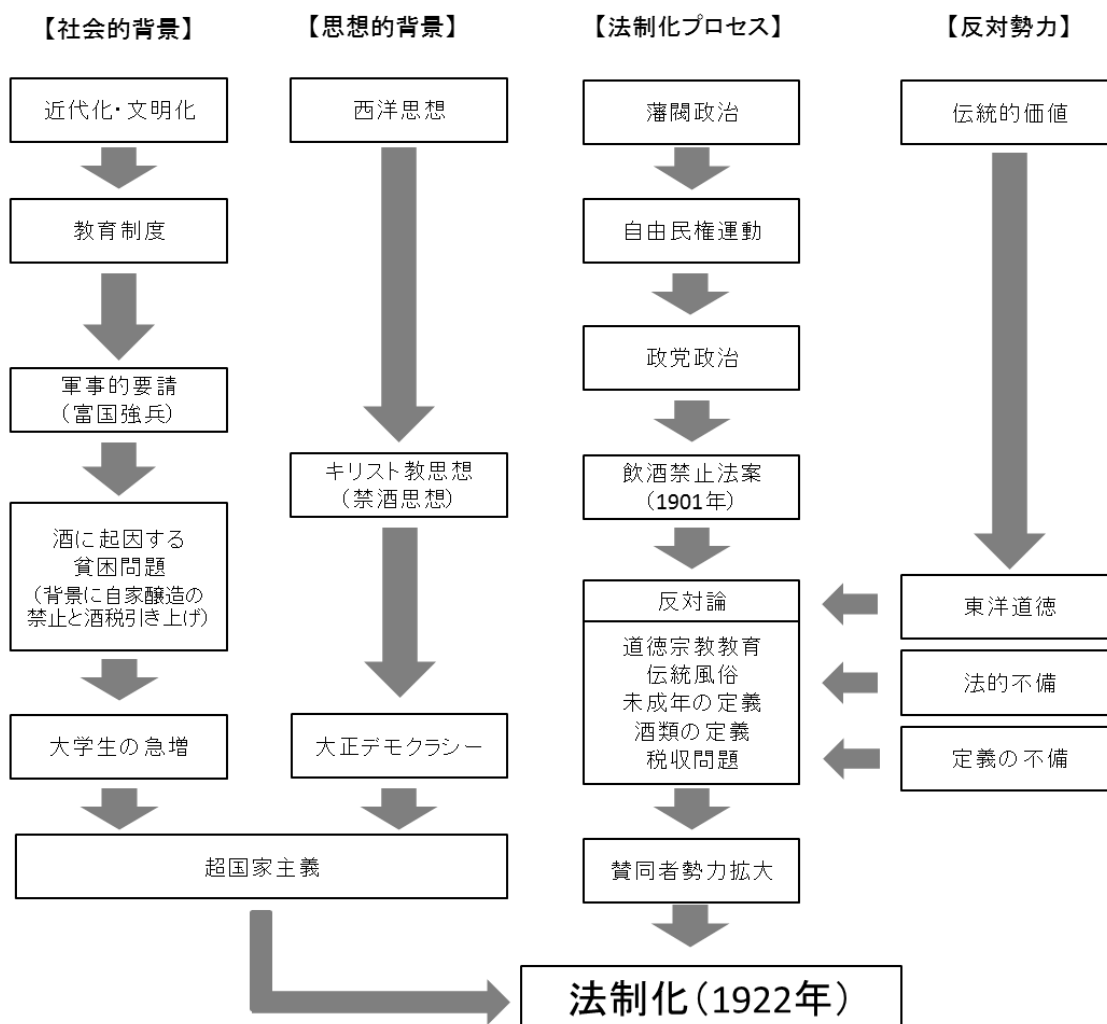
日本の禁酒運動は根本が進めたアメリカのキリスト教的なものとは別に、仏教系の動きがありました。江戸期には酒株で統制されていた酒造業は、明治期になると免許税を払えば新規参入できるように変わります。酒蔵が全国各地に急増し酒の供給量が増える一方、冠婚葬祭など限られていた飲酒の日常化が進みます。酒におぼれる者も出て酒害が問題視されるようになり、禁酒運動の機運が高まっていったのです。キリスト教系の禁酒運動が完全禁酒を求めたのに対して、仏教系などの活動は「無用の宴会を廃止する」「年限付き禁酒」など限定的なものだったことも参加を促し、大谷派本願寺母体とする反省会（京都）は 2 万人ものメンバーがいました。

禁酒運動は、教育・健康上の問題と貧困問題を思想的な根拠にしています。日清・日露の戦役にもなう度重なる酒税増税（1890 年～1900 年初め）で酒の価格が大幅に引き上げられ、自家醸造の禁止（1899 年）により濁酒を自分でつくるのが禁止されると、次第に禁酒運動は貧困問題対策の性格を強めていきます。人々は高価な酒を購入するか、粗悪な密造酒を買って健康を害するか、濁酒をつかって犯罪者となるかを迫られることになったからです。（青木隆浩「近代日本における禁酒運動と柳田飲酒論」）

## 富国強兵のための未成年飲酒禁止

未成年飲酒禁止法が成立する過程でもう一つ見逃せない変化があります。それは大正期に顕著になった大学生という「未成年」の急増です。1897 年（明治 30 年）に 2,255 人だった大学生は、1916 年に 9,705 人、1926 年には 52,186 人と 20 年間で 23 倍に増えます。

## ■未成年者飲酒禁止法の成立過程



彼らこそ、日本の将来を担う未成年で、近代教育、軍事教育の最重要ターゲットです。

そして未成年飲酒禁止法の成立に傾注する根本の演説は軍事色を強めていきます。「教育が進歩発展しました結果、即ち未成年を取り締まるということは是は当然である。……挙国一致、上下心を一にすると云う場合におきましては、教育というものを個人にまかせておくわけにはいかぬ……我が日本帝国は列強のひとつに加わったのであります。……故に我々の子弟をして益々国益の為に忠勤ならしめ、大いに国力を発展せしめ実業を盛んにするのには、この法案を是非両院共に通過することを切に望むものであります」(1922年)。

こうして日本は、富国強兵のために未成年者飲酒禁止法を成立させます。

そして法制化から90年余りを経た今、未成年飲酒への対応がいっそう求められるようになっていきます。酒類と酒文化は、時代とともに姿を変えていきます。弊社はこれからも人と社会にとってよい酒のあり方を考えてまいります。■